

## 戸籍法の一部改正に伴う新規戸籍関係証明書の交付について

戸籍法の一部改正に伴い、令和6年3月1日から、新たな証明書等（以下「新規戸籍関係証明書」という。）を交付することができるようになったことから、本年11月市会において、当該事務に係る手数料の徴収に際し必要な規定を定めるため「京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例」を提案し、御議決いただいたところです。

議案の提案に際し、新規戸籍関係証明書の手数料を示す政令が公布されておられませんでしたが、このほど、政令が公布され、具体的内容が示されましたので、以下のとおり御報告致します。

なお、本件については、利用者の利便性を大きく高めるものであることから、今後、十分に制度周知を図ってまいります。

### 1 新規戸籍関係証明書の概要

#### (1) 広域交付の戸籍（除籍）証明書

本籍地の自治体以外の窓口で交付することが可能な戸籍（除籍）証明書

- ▶ 各自治体の戸籍システムのネットワーク化に伴い、本籍地以外の自治体の窓口で請求が行えることになることから、利用者の利便性が大きく高まる。

手数料	請求できる者	用途例
450円 ※除籍証明書は750円	本人及び直系親族等	相続等

#### (2) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号等通知書

行政機関において、戸籍（除籍）の電子データをダウンロードする際に必要となる識別符号が記載された通知書

- ▶ 行政機関に対して、戸籍（除籍）の紙ベースの証明書を提出する必要が無くなるほか、当該識別符号の活用により、マイナポータルでのオンライン申請も可能となる見込み。

手数料	請求できる者	用途例
400円 ※除籍通知書は700円	本人及び直系親族等	パスポート発給申請等

- ・電子証明書を利用する行政機関については、現在、国において調整中。

#### (3) 届出書等情報内容証明書

窓口で受理された戸籍届出（死亡届等）の届書に記載された内容を証明するもの。

手数料	請求できる者	用途例
350円	親族等	遺族年金等

## **2 交付開始日**

令和6年3月1日

## **3 その他**

市規則に定めた新規戸籍関係証明書の手数料については、今後、京都市証明等手数料条例改正のタイミングに併せて定め直すこととします。